物価高騰対応重点支援臨時給付金申請書(請求書)【こども加算分】 (申請を必要とする世帯の場合)

(※<u>令和5年12月1日時点</u>の住所地) 平生町

平牛町 受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	性別	生年月日	現 住 所
	男 • 女	大正·昭和·平成 年 月 日	電話())

2. 養育している児童の状況

	(フリガナ)	申請	let me			同居•別		監護の	生計	支給
	氏 名	者との続柄	性別		生年月日	居の別	別居の場合は住所を記載	有無	確認	支給 確認
1				平•令	年	□ 同居	+	有	同一	П
					月 日	□ 別層	+	無	維持	
2				平•令	年	□ 同居	+	有	同一	П
					月 日	□ 別居	+	無	維持	
3				平•令	年	□ 同居	+	有	同一	П
ľ					月 日	□ 別居	+	無	維持	
4				平•令	年	□ 同居	+	有	同一	П
4					月 日	□ 別原	+	無	維持	
5				平•令	年	□ 同居	+	有	同一	
3					月 日	□ 別原	+	無	維持	
6				平•令	年	□ 同居	+	有	同一	
0					月日	□ 別層	+	無	維持	

- 〇対象となる児童の範囲は、以下のとおりです。
 ア 令和5年12月1日時点で、「申請・請求者」と同一世帯である18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童)
 イ 「申請・請求者」と同一世帯、もしくは、別世帯だが扶養している令和5年12月2日以降に生まれた新生児
 ウ 令和5年12月1日時点で、同一世帯ではないが「申請・請求者」が扶養している18歳以下の児童(平成17年4月2日以降に生まれた児童
 ※すでに平生町もしくは他市区町村から物価高騰対応重点支援給付金(7万円)や物価高騰対応重点支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯分)(10万円)又は、同様の給付金を受給している児童、もしくはそれらのこども加算給付の対象となった児童は対象外です。

3. 申請額•請求額

対象児童数	1		
(2.養育している児童	×50,000円=	申請額·請求額	l m
に記載している人数) 人			円

○申請額・請求額は対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童3人の場合 3人×50,000円=150,000円

4. 振込口座(原則、1. の申請・請求者の口座とします。)

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支	支店		分類	口座番号	ロ 座 名 義(カナ)	
<u>ゆうちょ銀行を含む</u>					(<u>右詰め</u> でお書きください。)	※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。	
1.銀行 5.農t 2.金庫 6.漁t 3.信組 7.信泊 4.信連 7.信泊	連		本·支店 本·支所 出張所	1普通			
金融機関コード	支	店コード					

[※]ゆうちょ銀行を選択された場合は「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

[※] 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、平生町役場町民福祉課 270820-56-7113にお問い合わせください。

□ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。	
① 物価高騰対応重点支援臨時給付金(こども加算分)の支給要件に該当します。	
② 世帯の中に、市町村税所得割の課税となる所得があるのに未申告である者はいません。	
③ 物価高騰対応重点支援臨時給付金(こども加算分)の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公第 等の確認を行うことや、必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。	:
④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。	
⑤ この申請書は、平生町において支給決定した後は、物価高騰対応重点支援臨時給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。	
⑥ 平生町が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月31日までに、平生町が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。	
⑦ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。	
今回申請をする児童について、物価高騰対応重点支援臨時給付金または、他の市区町村で実施する市町村民税均等割のみ課税世帯給付金を 受給済ではありません。受給していた場合は、物価高騰対応重点支援臨時給付金(こども加算)を返還します。	Ē
	d
提出書類	
物価高騰対応重点支援臨時給付金申請書(請求書)【こども加算分】 (申請を必要とする世帯の場合)(本書) ※必要事項をご記入ください。	
□ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』	
※申請・請求者の 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー) をご用意ください。	
□ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』	
※ 通帳やキャッシュカードの写し(コピー) など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。	
【児童と別世帯の場合は下記の書類も必要です。】	
□ 令和5年12月1日時点で別居している児童の加算給付を申請する場合、別居している児童の世帯の住民票の写し(コピー)別居している児童と申請・請求者の関係が分かる戸籍謄本の写し(コピー)※発行日から3か月以内のもの	
※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)	
本申立ての内容に相違ありません。	
令和 年 月 日 申請者氏名	

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。